

議案第 13 号

議決第 号

始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

始良市国民健康保険条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月16日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

始良市国民健康保険条例（平成22年始良市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の始良市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。